

# 10 交流・定住の促進

## 10 交流・定住の促進

事業名	外部専門家招へい事業																												
事業内容	<p>市町村が、外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上(※1)招へいし、地域活性化の取組を実施する場合、取組に要する経費に対し特別交付税措置。</p> <p>(1)対象経費 外部専門家及び外部専門家の活動を支援する者(※2)に対する旅費・謝金(報償費)(※3)、ワークショップ等に係る経費(印刷費、車両・会場借上費に限る)。</p> <p>(2)上限額等 財政力指数等により以下に示す額を上限額とし、1～3年間を活用期間とする。なお、当面、1市町村につき1回に限る。</p> <p>※1 日帰りの場合は1回あたり6時間程度を確保すること。 ※2 地域人材ネット登録者もしくは外部専門家に準ずる指導を行うことができる者 ※3 先進自治体職員の場合、旅費のみを対象とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">外部専門家活用区分</th> <th rowspan="2">財政力指数全国平均 (H22～24=0.49)</th> <th colspan="3">1市町村当たり上限額 (千円)</th> </tr> <tr> <th>初年度</th> <th>第2年度</th> <th>第3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">民間専門家等活用</td> <td>平均以下の市町村</td> <td>5,600</td> <td>3,500</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>平均超の市町村</td> <td>2,800</td> <td>1,750</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">先進自治体職員(組織)活用</td> <td>平均以下の市町村</td> <td>2,400</td> <td>1,500</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>平均超の市町村</td> <td>1,200</td> <td>750</td> <td>450</td> </tr> </tbody> </table>			外部専門家活用区分	財政力指数全国平均 (H22～24=0.49)	1市町村当たり上限額 (千円)			初年度	第2年度	第3年度	民間専門家等活用	平均以下の市町村	5,600	3,500	2,100	平均超の市町村	2,800	1,750	1,050	先進自治体職員(組織)活用	平均以下の市町村	2,400	1,500	900	平均超の市町村	1,200	750	450
外部専門家活用区分	財政力指数全国平均 (H22～24=0.49)	1市町村当たり上限額 (千円)																											
		初年度	第2年度	第3年度																									
民間専門家等活用	平均以下の市町村	5,600	3,500	2,100																									
	平均超の市町村	2,800	1,750	1,050																									
先進自治体職員(組織)活用	平均以下の市町村	2,400	1,500	900																									
	平均超の市町村	1,200	750	450																									
助成等の要件																													
助成対象	市町村																												
その他補足																													
集落対策関連	○	所管団体	総務省地域力創造グループ地域自立応援課																										
買物弱者支援関連																													
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総務部市町村課連携支援係																										
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2227																										
助成等の形態	補助金・交付金等の交付, 人的支援(人材派遣など)	関連HP																											

事業名	観光圏整備事業(H20～)		
事業内容	<p>「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づき、地域の関係者が連携し、地域の幅広い資源を活用し、地域の魅力を高めることにより、国内外の観光客が二泊三日以上の滞在交流型観光を行うことができる「観光圏」の整備を促進している。</p> <p>※観光圏…自然、歴史、文化等において密接な関係のある観光地を一体とした区域であり、その観光地同士が連携して二泊三日以上の滞在交流型観光に対応できるよう、観光地の魅力を高めようとする区域</p> <p>(支援内容) ① 旅行業法の特例 ② 農山漁村活性化法の特例 ③ 道路運送法の特例 ④ 共通乗車船券 ⑤ 認定観光圏案内所 ⑥ 国際観光ホテル整備法の特例 ⑦ 海上運送法の特例</p>		
助成等の要件	国土交通大臣の認定を受けた「観光圏整備実施計画」に基づき実施する事業であること。		
助成対象	都道府県, 市町村, その他個人, 団体など		
その他補足	(対象者) 観光圏整備法に基づく協議会における協議結果に基づいて県又は市町村が策定した「観光整備計画」にそって観光圏整備事業を実施しようとする者。		
集落対策関連	○	所管団体	九州運輸局企画観光部観光地域振興課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策, ハード対策	県の担当部署	観光・文化スポーツ部PR観光課観光地づくり係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3005
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	観光地域づくり実践プラン(H17～)		
事業内容	<p>地域特性を踏まえた観光戦略に基づき、観光を軸とした地域の幅広い関係者が連携した地域づくり(観光地域づくり)の取組を推進する必要があることから、ハード・ソフト一体となった計画に対して、国所管の施策や事業により支援を行う。</p> <p>1 観光地域実践プラン(観光圏準備型) 観光地域づくりの立ち上げ段階において、関係主体がハード・ソフト問わず、事業・施策間の整合や連携を図りつつ取り組むための計画づくりを進め、将来的な観光圏の形成を促進する。</p> <p>2 観光地域づくり実践プラン(観光圏支援型) 「観光圏整備計画」を公表(又は、公表を予定)している地域が、社会資本整備と連携し、より効率的・効果的に観光圏の形成を図ることを促進する。</p> <p>※ 金銭的支援はなく、地域が行う魅力ある景観形成等の観光地域づくりの取組を国土交通省が所管の事業や施策により総合的・重点的に支援。</p>		
助成等の要件			
助成対象	市町村		
その他補足	(対象者) 「観光地域づくり」を実施しようとする市町村は、関係者からなる「協議会」の設置を前提として、「観光地域づくりプラン」を作成。(応募申出の段階で「協議会」が設置されている必要はない。)この協議会は、実践プラン実施にあたっての中心的な役割を果たすものであること。		
集落対策関連	○	所管団体	九州運輸局企画観光部観光地域振興課 九州地方整備局企画部企画課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	観光・文化スポーツ部PR観光課観光地づくり係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3045
助成等の形態	情報提供、人的支援(人材派遣など)、その他	関連HP	

事業名	自然公園等整備事業(自然環境整備交付金)(H17～)		
事業内容	<p>国立公園、国定公園や長距離自然歩道等において、自然再生や自然とのふれあいの場等を整備し、自然環境の保全と適正な利用を推進する。</p> <p>① 国立公園・国定公園整備 道路、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、棧橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、自然再生施設等</p> <p>② 長距離自然歩道整備(国立公園及び国定公園区域外) 歩道、橋、標識類、路傍休憩地等</p> <p>③ 国立公園施設の長寿命化対策整備 個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う既存の国立公園施設(対象は①と同じ)</p>		
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境整備計画(地域の自然環境の特性を踏まえた成果目標とそれを実現するために必要な事業等を記載した計画)を作成し、認められること。</li> <li>・県全体の計画期間(3年～5年)における総事業費が4千万以上であること。</li> </ul>		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	環境省自然環境局自然環境整備課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	環境林務部自然保護課
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2617
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	移住・定住・交流推進支援事業(H19～)		
事業内容	<p>市町村等, またはNPO, ボランティア団体, 各種協議会, 商工会議所等(以下「地域団体等」という。)が自主的・主体的に実施する移住・定住・交流を推進する事業に対する支援を行う。</p> <p>1 助成対象事業 都市住民等の移住・交流の推進や住民同士の交流を推進することにより, 地域を活性化する事業とし, 次の基準に適合するものとする。 (1) 助成対象団体, もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること。 なお, 計画策定のみに係る事業は対象外とする。 (2) 助成終了後の事業展望が明確であり, 持続性・発展性のある事業と認められるものであること。 (3) 他に国の補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>2 助成内容 (1) 1件につき, 200万円を上限とする。 (2) 助成率は対象経費の100%以下。</p>		
助成等の要件			
助成対象	市町村, 広域連合, 一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人地域活性化センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策, ハード対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	<a href="https://www.icrd.jp/support/subsidy/emigration/">https://www.icrd.jp/support/subsidy/emigration/</a>

事業名	外国人材定着等支援事業(R5～)		
事業内容	<p>鹿児島県内で働く外国人材の地域定着のため, 外国人材との地域交流等に取り組む市町村の自治会や地域コミュニティ等及び県内の外国人材を雇用している企業を支援することにより, 外国人材が地域住民とともに安心して働き, 暮らせる環境の整備を図る。 ※ 令和6年度は県内の1地域における, 外国人材の地域定着の取組に対し, 県及び委託会社が伴走支援(助言や人的支援等)を行う。</p> <p>1 事業内容 (1) 外国人材かごしま定着ワークショップの開催(1回) ・実施主体: 県 ・参加対象: 県内企業, 市町村 等</p> <p>(2) 外国人材の地域定着のための取組実施(県内1地域) ・取組の実施主体: 1地域(自治会, コミュニティ, 企業等) ・概要: 外国人材の地域定着への取組をさらに県下で広げるため, 県内の1地域(取組実施地域)での外国人材の定着のための取組の実施を, 県が委託会社とともに支援する。</p> <p>(3) 地域定着の取組報告会の開催(1回) ・概要: 関係者で, 上記(2)で実施した地域定着への取組の検証を行うため, 取組実施地域の市町村(又は自治会等)や受入企業, 外国人材からそれぞれ発表し, 取組の評価を行うとともに, 県内における更なる横展開を図る。</p>		
助成等の要件			
助成対象	(申請対象)市町村		
その他補足	外国人材の定着に取り組む地域を支援する。		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	商工労働水産部外国人材政策推進課 外国人材受入推進班
対象地域	その他の地域	連絡先	099-286-3080
助成等の形態	人的支援	関連HP	

事業名	地域優良賃貸住宅整備事業(H5～)		
事業内容	公営住宅を補完し、主として子育て世代や高齢者世帯等に対する良質な賃貸住宅の供給を促進する。		
助成等の要件	<p>原則として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援タイプ 床面積75㎡(共同住宅の場合は55㎡)以上。ただし、地域の実情を勘案して、都道府県知事等が別に面積を定める場合(55㎡(共同住宅の場合は40㎡)を下限とする)は、その面積以上。</li> <li>・子育て支援タイプ以外 床面積25㎡以上。ただし、共同で利用する設備を設けた場合は、18㎡以上。</li> <li>・公営型地域優良賃貸住宅 床面積19㎡以上</li> <li>・共通 構造:耐火構造, 準耐火構造, 又はこれに準ずる耐火性能。 設備:各戸に台所, 水洗便所, 収納設備, 洗面設備及び浴室を備えたもの。</li> </ul>		
助成対象	都道府県, 市町村		
その他補足	社会資本整備総合交付金対象		
集落対策関連		所管団体	国土交通省住宅局住宅総合整備課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部建築課住宅政策室住宅企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3738
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	高齢者あんしん住まい整備事業(H24～)		
事業内容	民間事業者が建設するサービス付き高齢者向け住宅の整備費を助成することにより、高齢者が安心して居住できる良質な賃貸住宅の供給を促進する。		
助成等の要件	サービス付き高齢者向け住宅として登録され、供給計画について、知事(市の区域にあっては、当該市の長)から認定を受けたものであること。		
助成対象	民間企業, 公益法人, その他個人, 団体など		
その他補足	申請できるもの サービス付き高齢者向け住宅登録事業者及び認定事業者		
集落対策関連		所管団体	国土交通省住宅局住宅総合整備課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部建築課住宅政策室住宅企画係
対象地域	鹿児島市以外	連絡先	099-286-3738
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	